

(別紙)

第三者評価結果

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 那須塩原市の保育園共通のものとして、保育理念・保育方針・保育の目標が明文化されており、保育園のしおりや保育園要覧、保育ガイドブック、「全体的な計画」に記載されている。保護者にはこれらの資料や園だよりで周知するとともに、事務所や各保育室に掲示して来園者にも周知を図っている。職員には4月の職員会議で説明するとともに、「全体的な計画」の作成時に再確認し、理解の徹底を図っている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 那須塩原市では、第2次那須塩原市総合計画・那須塩原市保育園整備計画・那須塩原市子ども子育て未来プランを策定し、人口の動態に伴う需要の動向・保育ニーズを把握・分析している。三島保育園では、公共マネジメントシステムに利用者情報・運営情報・歳出歳入情報を入力し、市の情報把握・分析の基礎資料を提供している。三島保育園の属する地区の入園待ち児童数、待機児童数の推移等も分析され、毎月の園長会議で報告されるなど、事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。園ではこれらの情報を職員会議等で説明し、資料を回覧して、職員にも周知を図っている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント> 前項で把握・分析された経営課題をさらに保育園の組織目標管理シートに落とし込んでいる。園長および各正規職員はこの組織目標をもとに個人目標シートを設定し、具体的に取り組んでいる。なお、三島保育園の園舎は築40年と老朽化が進んでいるが、保育園整備計画の中で園舎の改築移転案、民営化案等の方針が市として決定されておらず、これが現在最大の経営課題と認識される。この課題は施設長の職掌の範囲を超えるもので、市としての将来方針が可及的速やかに策定されることを期待する。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㉔・c
<p><コメント> 市では、第2次那須塩原市総合計画・保育園整備計画・子ども子育て未来プランを策定し、中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。今年度は、子ども子育て未来プランの改定の時期にあり、園長会議や子ども子育て会議で審議し、現在策定中である。園の組織目標・アクションプログラムは子ども子育て未来プランをもとに作成している。前述のように、三島保育園の園舎は築40年と老朽化が進んでおり、園舎の長期修繕計画がない状態で年度毎の予算で園舎の修繕整備を進めている状態である。したがって、園舎に関しては中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定できない状態である。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉕・b・c
<p><コメント> 市としては、中・長期計画の中に市の全事業の年度予算が立てられ、その中に保育園の事業が含まれる。園では、単年度の事業計画として、保育の「全体的な計画」、行事計画、研修計画、食育計画、保健計画、アクションプログラム等の各計画を策定している。園舎に関しては、市有建築物点検、消防立ち入り検査、遊具点検をもとに、園舎の修繕整備の為に予算を取り、単年度の計画のもとに修繕を進めている。時には園舎の老朽化のために予定外の修繕が必要とされるが、別途市に修繕費を請求している。正職員の人事は市の管轄であるが、臨時職員は園で職員を確保する必要がある。そのために臨時職員の意向を確認したり、園長会議や保育課で情報を得たり、ハローワークに求人を出すなど、人材確保に努めている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉕・b・c
<p><コメント> 職員会議で年間の事業計画を策定し、実施した事業については行事毎に評価・見直しを行い、次年度の事業計画に反映させている。さらに主な事業については年度末に職員会議で役割・分担毎に内容を検討し、4月に職員会議で年度事業予定と役割・分担を決定しており、事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉕・b・c
<p><コメント> 「全体的な計画」および年間行事予定を年度初めに保護者に配布し、周知している。各行事については、行事毎に園だよりや行事のご案内で保護者に詳細を知らせて周知を図り、理解を促している。特に外国人の保護者には「ひらがな」で分かり易く表現し、実物や見本を示してビジュアルに表現するなどの配慮をしている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉑・b・c
<p><コメント> 年齢毎の月間および年間指導計画に自己評価・反省の欄を設けて次月・次年度の計画作成に反映するなど、組織的に PDCA サイクルに基づく保育の質の向上に向けた取組を実施している。正規職員の保育士には副園長・園長による2段階の人事評価を、臨時職員には自己評価を実施するなど、保育の質の向上に向けた取組を組織的・計画的に行っている。また、第三者評価（前回平成27年度）を定期的に受審している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉒・c
<p><コメント> 「全体的な計画」および年齢毎の年間指導計画等については、年度末に再評価を行い、次年度の計画に反映している。人事評価・自己評価に基づき、組織目標、個人目標の自己評価を行い、改善課題を次年度の計画に生かしている。組織として取組むべき課題を明確にし、市からの人事ヒヤリング・予算要求書等で、職員配置や予算の要求を市に伝え、計画的な改善策を実施している。保育園の有する機能の地域への還元については、前回の第三者評価でも課題として指摘されているが具体的な改善策が不十分であり、地域社会との交流や連携を図る具体的な取組に期待する。</p>		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 園長の職務内容は運営規程に明記されており、職員会議、職務分担表で自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。また、各種マニュアル（危機管理、苦情対応、虐待防止、衛生管理、感染症、食物アレルギーの各マニュアル）に具体的な園長の役割を明記している。なお、各種マニュアルには副園長の役割も記載されている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 園長・副園長は施設長・管理者・地方自治法・個人情報保護等の研修に参加し、法令や条例などを把握するよう努めている。また、各種資料や情報誌『全国保育士だより』にも目を通し、最新の情報を把握しており、会議等で必要な情報を職員に伝え、ライン・付箋をつけて回覧して周知を図っている。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		

12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉 年度初めに市保育課との面談で設定した組織目標を園長のリーダーシップのもとにアクションプログラムの形に具体化し、実践している。昨年度に設定した「保育実践の見直し向上」、「子どもが健康で安全に生活できる場の確保」、「職員の資質向上」、「保護者との信頼関係を築き、保護者支援の充実」に、今年度は「地域との世代間交流」を加えてアクションプログラムとした。目標設定の理由と具体的な実施方法を職員会議等で検討し、職員の意識向上と共通理解を進めるなど、福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉 労務、財務等は市の管轄であり、園長は裁量の範囲内で、保育の内容の充実・安全の確保・働きやすい職場環境の整備等を図っている。保育業務に支障のない範囲で費用削減（不必要なエアコンや照明、無駄なコピーの節約など）に取組み、予算内で業務を執行できるよう職員にも意識付けをしている。これらの結果を公共施設マネジメントシステムに入力し、市全体の経営改善に資しており、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉑・c
<p>〈コメント〉 職員採用や配置等の人事管理は市の人事課の管轄である。保育士の配置は国の配置基準に準じているが、那須塩原市では発達支援児対策に手厚い加配がなされている。三島保育園では平成元年度には発達支援児 11 名に対して 4.5 名の加配がなされ、質の高い保育が維持・実施されている。臨時職員の採用には園長が積極的に関与し、保育士の不足が生じないよう求人・募集活動に尽力している。また、保育士資格を有する人の復職のための市の「保育のお仕事復帰講座」に協力し、保育体験の実習生を受け入れた。年間研修計画に基づき、県や市等の研修計画、園外研修等に積極的に参加させ、職員の育成を行っている。しかし、臨時職員の充足は毎年度綱渡り的な採用に依存しており、安定的な園の運営のための対策が必要とされる。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉 正規職員の保育士には毎年度副園長と園長による 2 段階の人事評価を行い、子ども未来部長との人事ヒヤリング時に報告している。職員は職歴を踏まえた市の職員研修を受講するなど総合的な人事管理が行われている。臨時職員の任用は園長が管轄して募集・面談を行い、伺いを市に提出している。臨時職員には自己評価を実施し、園長が個別面接を行って継続希望等を聞いて保育課に伝えている。職務内容や責任の重さに比べて臨時職員の賃金・待遇が十分でないと感じている職員もいる。</p>		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント> 年度初めに「明るい職場づくり」の読み合わせを全職員で行い、職員の意識を啓発し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。休暇や時間外勤務については規定を遵守し、勤務管理システムに入力し、管理している。タイムカードを利用しており、時間外はシステム申請によるが、極力少なくなるよう指導しており、ワークライフバランスに配慮している。福利厚生は市で決められており、健康診断、産業医の巡回相談、調査表方式のストレスチェック、心理士によるカウンセリング等が開設されているほか、園長が定期的な面談や必要に応じて相談を受けるなどしている。また、園長は管理者研修や施設長研修を受講し、職場環境・パワハラ等について研鑽している。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント> 正規職員には人事評価の組織目標を示し、それに基づいて話し合いの上で個人別に目標管理シートを作成し、目標設定を行っている。さらに、中間と期末に面談して進捗確認・評価振り返りを行い、職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。臨時職員は日頃の声掛けのほか、面談によりクラス配置や継続希望の意向確認を行っているが、育成に向けた取組が十分になされているとは言えない。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 職員研修の年間計画を策定し、平等に研修を受ける機会を設け、保育の質の向上を目指している。市による研修の他、県と県北地区の研修、年齢別研修会、幼保小研修会等があり、順番や希望で参加している。厚生労働省の感染症ガイドラインの変更時には園内研修で実習を行い、平成28年度の他園でのプール事故の後にはプールの安全対策の園内研修を行うなど、重要事項については園内研修を実施し、全職員が参加するようにしている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 正職員は職歴を踏まえた市指定の職員研修に参加しているほか、職員に必要と思われる研修に参加している。研修参加者は出張復命書を提出し会議等で報告・回覧している。外部の研修案内は職員会議等で情報提供し、順番・希望に応じて参加している。近隣市町村や国際医療福祉大学での勉強会やセミナー等への個人参加も行われている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉒・c
<p><コメント> 実習生や職場体験の受け入れマニュアルがあり、実習生を受け入れる際</p>		

にはオリエンテーションを実施する等、専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。派遣校および本人から要望を聞き取り、目的に合わせた計画を作成、実施している。実習生受入に関しては市保育課から割振りがあり、昨年度と今年度は白鷗大学と作新短期大学の保育実習生を、また那須看護専門学校の実習生も受け入れている。なお、実習指導者に対する研修を行うことを期待する。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント> 保育園の理念や基本方針、保育の内容の情報は、市のホームページや広報・ガイドブックに掲載され、市役所や園で配布している。財務に関する情報は、市の予算書・市政報告書の中に掲載され、市の広報などで公表されている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント> 数年毎に県および市の内部監査を受けている。市全体として地方自治法に定められた監査委員会（会計の専門家を含む）による行政監査が実施され、監査結果に基づいて経営改善を実施する仕組みが構築されている。第三者評価は前回平成27年度に受審しており、今回2度目である。第三者評価結果はとちぎ福祉サービス第三者推進機構のホームページで公開されている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 地域交流年間計画を作成し、認知症グループホーム「レガーロ」との交流、西那須野地区保護者会連合会親子の集い参加、西那須野地区産業文化祭に園児の絵の展示などを行っている。年長児が近くの三島小学校を訪問し、三島小学校校長が園の運動会や卒園式に出席するなど相互交流が行われている。来年度は日曜日に行われる三島地区コミュニティー祭に参加し、園庭を駐車場に解放する予定である。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<p><コメント> 保育園マニュアルでボランティアや職場体験への姿勢を明文化しており、三島中学校・西那須野中学校生徒の職場体験「マイチャレンジ」を受け入れている。マニュアル「職場体験学習に参加される方へ」に基づき、学校と打ち合わせ、生徒には事前説明をしている。また、高校生のボランティアやインターンシップでの職場体験を受け入れるなど、地域の学校教育への協力を積極的に行っている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		

25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p><コメント> 保育園マニュアルに関係機関連絡一覧表を掲載するなど関係機関等との連携が適切に行われるよう職員間で情報の共有を行っている。子ども子育て総合センター、国際医療福祉大学病院、児童相談所、保健センターと連携して必要に応じてケースカンファレンスを行っている。障害児・者の自立支援サポートセンター「空（そら）」、県立那須特別支援学校「ことり教室」、保健センター等と連携し、支援活動に協力している。また、子ども子育て総合センターの「わかば相談」（就学に関する相談）や各就学先小学校に保育要録等を通じて情報提供をするなど、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉒・c
<p><コメント> 那須塩原市として地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われており、「なすしおぼらの教育・子育て支援ウォッチング」、「那須塩原市保育園整備計画」等に纏められている。園としては保護者、三島地区コミュニティー、民生委員からの要望等を聞き、地域の福祉ニーズ等の把握に努めているが、積極的な調査などの取組は行われていない。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉒・c
<p><コメント> 那須塩原市は広域的な事業として、子ども子育て総合センターで子育てサロン、子育て相談、なかよしクラブ等を行っている。保育園としては、休日保育や病児保育、ファミリーサポートセンターの紹介に留まり、積極的な取組は行われていない。保育園は子育て相談や赤ちゃん駅（授乳やおむつ交換の場所の提供）の市の指定施設になっている。</p>		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 倫理綱領や「明るい職場づくり」の読み合わせを職員会議などで行い、子どもを尊重した保育の理解に努めている。また、全国保育士会発行の「人権擁護の為にセルフチェック」を園内研修として年2回実施する等、子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	㉑・b・c

<p><コメント> 保育園マニュアルに守秘義務の遵守・プライバシーポリシーを明文化しており、職員の共通理解の下に子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。プライバシーポリシーは年度初めに保護者にも配布・周知している。生活場面におけるプライバシー保護に関しては、おむつ替えは専用スペースを利用したり、ドアを付けた個室トイレを利用するなど、プライバシー保護に配慮している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント> 利用希望者に対して那須塩原市の教育・保育ガイドブック、保育園のしおり、および三島保育園の保育園要覧が市役所、支所、保育園に置かれており、内容も分かりやすいものとなっている。また、市のホームページでも保育所選択に必要な情報が紹介されている。保育園の見学希望者には個別に保育園を案内し、内容を説明し、質問を受け付けており、多数の見学者が訪れている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント> 入園説明会でわかりやすく説明した上で面接を行って保護者の意向を把握している。家庭状況や仕事等の変更で新たに提出書類が必要な保護者には個別に説明している。進級時には年度末の園だよりやクラスだよりで説明するとともに担任が個別対応している。保育園のしおりと保育要覧には重要事項を明記しており、保護者等にわかりやすく説明している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント> 転園児については他園に児童票で連絡し、保育の継続性に配慮した対応を行っている。卒園児については児童要録やリレーシートおよび幼保小連絡協議会の情報交換を利用して情報の共有に努めている。卒園児やその保護者向けの相談は園長が受けているが、窓口や担当者は明文化していない。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 保護者会総会や役員会で意見を聞く場を設け、保育参加時や運動会等の行事の時にアンケートを行い、その結果は園だよりで公表している。個人面談でも、各担任が保護者から要望等を直接聞きとるようにしている。特に発達支援児の保護者は全員に保育参加してもらい、園での子どもの生活を見てもらうとともに担当保育士と他の保育士の2人体制で丁寧に面談を行い、具体的に意向等を聞き取るなどしている。園全体として利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント> 那須塩原市の苦情対応マニュアルが文書化されており、苦情受付の体制</p>		

<p>(苦情受付担当者、苦情解決責任者および第三者委員の設置)が整備されている。玄関に苦情受付の連絡先を掲示したり、ご意見箱を設置するなど、苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。ご意見箱の利用はほとんどないが、発達支援児の母親から園の支援に対する感謝の手紙が届いたこともある。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント> 相談窓口設置について保護者宛て文書を配布して周知を図っている。保育参加時の個人面談のほか、送迎時にも適宜声掛けを行い、相談に応じている。個人面談は事務室(保育士の出入りのない時間帯)や空き部屋を利用して相談や意見を述べやすい環境を整備し、相談の内容に応じて担任と園長、副園長の複数で対応して誤解が生じないように配慮している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント> 苦情・意見・要望等の受付書に記入し、個人的なことや簡単なことはすぐに口頭で回答し、園に関すること等は職員会議で検討し、園だより等で解決策や取組を保護者に伝えている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 危機管理マニュアルを整備して責任体制を明確にするなど、リスクマネジメント体制が構築されており、安全点検表・保育園事故災害点検表・衛生日常点検表・遊具点検表に基づき定期点検を行い、安心・安全な保育サービスを実施している。ヒヤリハット、給食ヒヤリハット、事故報告を収集・分析し、その結果を市に提出するとともに、都度改善策を立案・実行している。平成28年度の他園でのプール事故を受けて市では全園に監視カメラを設置するとともに、三島保育園ではプールマニュアルを見直し、監視体制や人数制限等を改善した。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のために、衛生管理、給食調理衛生管理、感染症マニュアル等を整備し、全職員に周知・徹底している。感染症予防・処置の仕方の研修会に参加し、園内研修等で全職員が共有し理解を深めている。感染症の流行時には保健だよりで注意喚起するとともに、発生時には保育園メールで保護者に周知し、玄関にクラス別の発生数を掲示している。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 危機管理マニュアルを整備し、地震、風水害、火災等における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。年間計画に基づき避難・防犯訓練を実施し、その都度、避難場所を再確認するなど評価しマニュアルの見直しを行っている。緊急連絡先や引き渡し確認書等を入れた非常持ち出しリュックを事務室と4歳児室</p>		

に常備している。災害発生時の保護者との対応はメール配信システムの利用や「緊急時園児引き渡しについて」の確認により、整備されている。食材の備蓄は2日分用意しており、避難訓練時に一部をおやつとして使用し、適宜入れ替えている。なお、三島保育園の園舎は築40年と老朽化が進んでいるが、平成24年度に耐震診断を受け、安全性を確認している。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 保育所保育指針をもとに標準的な実施方法が「全体的な計画」として文書化されており、年齢毎の年間指導計画および食育計画、保健計画が策定され、保育が実施されている。また、年齢毎のデイリープログラムを作成し、標準的な方法で保育が実施されている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<p><コメント> 年齢毎に保育日誌を記録し、都度保育のねらい・実際と反省を記録し、見直しを図っている。これらを積み上げて年度毎に各年齢の年間指導計画、食育計画、保健計画およびデイリープログラムを見直している。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	㉑・b・c
<p><コメント> アセスメントマニュアルに従い、県指定の児童票に発育状況・家庭状況・健康状況等を記録し、入所時から退所時まで定期的にあセスメントを行っている。3歳未満児と障害のある子どもに関してはアセスメントに基づき一人ひとりの計画を作成しているが、3歳以上児については一人ひとりの指導計画ではなく、クラス毎の指導計画を作成している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 保育日誌にねらい・実際と反省を記録し、園長・副園長に提出・確認を受けて見直し、次の計画に生かしている。これらを元に年に数回職員会議で保育計画を見直し、副園長が纏めて市の副園長会議で評価・分析し、他園での動向・改善を参考に再検討して最終的に園長会議で改訂している。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 全園児一人ひとりの児童票を作成して、定期的にあセスメント・家庭状況・健康状況等を記録している。児童票の作成はアセスメントマニュアルに従い、県指定</p>		

<p>の書式で適切に記録している。子どもに関する報告は朝のミーティングや職員会議で行い、その内容は早番・遅番連絡ノートや議事録に記載し、職員間で情報の共有を図っている。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉 市の個人情報保護条例に従って個人情報の取り扱いを行っている。園ではプライバシーポリシーを策定し、子どもに関する記録等の個人情報は事務室の鍵のかかるロッカーに保管している。職員には就業規則とともに守秘義務の遵守を具体的に例示・文書化し、年度初めの職員会議で説明し、共有している。パソコンは、インターネット接続やUSBメモリーの使用が制限されており、企画情報課への許可を得るように設定され、USBメモリーを介した情報漏洩などが起こらないよう徹底した管理体制を確立している。</p>		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
<p>A-1-(1) 保育課程の編成</p>		
A①	<p>A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉 保育所保育指針改定に基づき、「保育課程」をもとに「全体的な計画」を全職員で検討し作成している。それを市立保育園の副園長会議にて更に協議・検討し、市としての「保育理念・保育方針・保育目標」を作成し、さらに園の独自性を活かした「全体的な計画」作成へと繋げている。また、年度末には指導計画、子どもの発達やクラス状況、地域社会との連携・世代間交流などの実態を踏まえ、職員全員で見直し・振り返りを行い、次の編成に繋げている。</p>		
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p>		
A②	<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉 各部屋に温度計(湿度計内蔵、快不快表示付き)と加湿器兼用の空気清浄器を設置し、夏にはよしずを利用するなど適切な温度管理を行い、快適に過ごせる環境整備に配慮している。「事故災害防止点検表・衛生管理日常点検表」などで該当項目毎に定期的に確認し、園舎内外の環境整備を行っている。園庭遊具については「遊具安全点検表」による確認を月2回、業者による害虫駆除を年2回と固定遊具の安全点検を2年に1回実施し環境整備に努めている。</p>		
A③	<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>〈コメント〉 児童票や個人懇談、家庭連絡帳、日々の保護者との対話などを通して、子ども一人ひとりの発達過程や個人差、家庭環境等の理解を深めるよう努めている。子どもを受容するための援助・配慮の仕方などが年齢毎に「年間指導計画」に記載さ</p>		

<p>れ、「月間指導計画」へと繋げてそれぞれの子どもの状態に応じた保育を行っている。特に3歳未満児・発達支援児については、個別の指導計画を作成し一人ひとりの状態に合わせた保育を行っている。また、各クラスに「子どもの受け入れマニュアル」を掲示し、個々の子どもへの適切な言葉掛けや援助が行えるよう職員間で意識を共有し実践している。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 年間指導計画に基づいた各年齢で身につける基本的な生活習慣について、子ども一人ひとりの発達状況、家庭環境などに配慮し、子ども自身がやろうとする気持ちを育み温かく見守りながら、個々に応じた励ましの言葉かけや援助を行っている。また、子どもが自分で整理できるよう収納カゴに、コップ・タオル・弁当・箸などの写真を貼って示すなど工夫し、基本的な生活習慣が身につくように環境を整えている。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉑・b・c
<p><コメント> 指導計画に基づき年齢毎に遊びのねらいや体験したい項目が示されており、子どもたちが主体的にいろいろな活動を体験できるよう環境を整備している。「園外保育マニュアル」が整備され、近隣の公園や林へ散歩に出掛けたり、おじいちゃん保育助手と一緒に園庭の花や野菜の世話をし、アオムシからアゲハへの羽化やおやつに食べたスイカの種子を蒔いてスイカを収穫するなど、自然体験に繋げている。また、「地域交流年間計画」を作成し、高齢者との触れあいや中学生の職場体験「マイチャレンジ」での実習生との関わり、サッカー教室、小中学校のALT(外国語指導助手)との交流、産業文化祭への園児の絵画・クラフト作品の展示など社会体験、地域交流の機会を多く設けている。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 連絡ノートや送迎時の保護者との連絡・会話などで、園での生活や家庭での様子を伝え合い、成長発達の姿を共有するとともに、一人ひとりの子どもの状況に合わせた環境を整備し保育内容や方法に配慮している。離乳食は、保護者へ次月の献立表を渡して「離乳食状況調査票」に記入してもらい、家で食べているものしか使わないなど、調理職員との連携を図り個別対応している。検温は日に3回行い、午睡中は乳幼児突然死症候群(SIDS)や窒息予防のために5分ごとの午睡チェックを行っている。また、今年度から市でうつぶせ寝対策としてバウンサー(新生児用椅子)が人数分用意されたが、慣れない子、嫌がる子には無理強いせず、個々に対応している。「0歳児個々の保育の標準的な実施方法」を作成し、配慮、働きかけ方などで職員の共通理解を図り保育に当たっている。また、衛生・安全面から玩具、椅子、テーブルなどの消毒を毎日行い、保育室への出入りは職員のみとし、ベランダでの保護者からの受け入れ・引渡し、他クラスの子どもの入室禁止などの対応を行っている。</p>		

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊦・b・c
<p><コメント> 連絡ノートや送迎時の保護者との連絡・会話等で、園生活や家庭での様子を伝え合い、成長発達の姿を共有するとともに家庭での育児の支援へと繋げている。また、個別の指導計画を毎月作成し自我の育ちを見守りながら一人ひとりの子どもの気持ちを受け止め、保育士が仲立ちとなって友達との関わりが持てるよう取り組んでいる。自分でしようとする気持ちを尊重しながら身の回りのことが徐々にできるよう援助し、自分でできたという満足感を味わえるよう職員の共通理解のもとで対応している。午睡中はSIDSや窒息予防のため、10分間隔で午睡チェックを行っている。早番・遅番時の合同保育、戸外遊び、行事などで、他クラスとの関わりを図っている。「クラスだより」を年4回発行(他必要に応じて発行)し、園での様子や子育てのアドバイス等の情報を発信している。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊦・b・c
<p><コメント> 年齢毎に年間指導計画を作成し、それを基に幼児会議、クラス会議などで、保育士が相互に幼児組としての関わりを持ちながら月毎の指導計画を作成している。また「年齢毎の保育の標準的な実施方法」をもとに、その年齢毎の発達的特徴を踏まえ、生活と遊びを通して友達と一緒に活動し、協同しての遊び(戸外遊び、誕生会、運動会、発表会、クリスマス会・会食、お別れ会など)を通して年上の子への憧れや年下の子をいたわる気持ちを育み、仲間意識の芽生え、遊びや生活習慣の伝承が自然な形で伝わるよう環境を整備して子どもの自主的な活動を援助している。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊦・b・c
<p><コメント> 障害のある子ども(発達支援児)が集団の中で安心して楽しく生活し成長できるよう、個別に「前期、後期、月毎の指導計画」を作成し、一人ひとりに応じた支援・保育に当たっている。また、クラス会議、職員会議にて経過報告、評価と課題、家庭との連携、関係機関との連携等について話し合い、園全体で共通理解と周知を図っている。また保護者とは送迎時の会話や連絡ノートなどにより、子どもの様子や家族の思い、相談したいこと等を情報交換し、必要に応じ保育士が専門機関に同行して支援方法を学び、保育に活かしている。また、市では「那須塩原市発達支援システム」を構築し、発達支援が必要な子どもとその保護者に対して関係機関が相互に連携して出生から20歳まで切れ目のない一貫した個別の支援を行い、将来的に子どもの社会参加や自立が可能になる取組を実施している。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊦・b・c
<p><コメント> 年齢別の年間指導計画に長時間保育についての項目を設定し、環境を整備している。複数の職員体制や月齢に応じた保育環境を整備し、安全を確保して一人ひとりの発達段階や保護者のニーズに配慮した保育を行っている。長時間保育の利用</p>		

<p>者が多い時間帯は、子どもがくつろいで穏やかに過ごせるよう、朝夕とも乳児組と幼児組の2つの保育室に分けて行っている。子どもが少なくなる時間からは合同での保育へ移行している。また、保護者への連絡事項は、早番・遅番ノートに記載し確認し合い、送迎時に連絡漏れのないよう取組んでいる。早番で保護者から受けた連絡は朝のミーティングで職員へ周知し、記録を残すことで全職員に連絡漏れのないようにしている。午後6時30分以降の延長保育ではおやつを提供している。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉓・b・c
<p><コメント> 「全体的な計画」と「5歳児の年間指導計画」に「小学校との連携」の項目が設けられ、指導計画に沿って遊びや生活の中で文字・標識・時間などに興味・関心を深めたり、集団生活の中で役割を分担するなど、就学に向けた取組が保育に取入れられている。また、保育参加時に保護者との個人面談を行い就学に向けての相談に乗っている。小学校とは、幼保小連絡協議会(園長・年長児の担任、校長・1年生の担任が出席)が年4回開催され、意見交換や合同研修会を設けるなど連携を図っている。年度末には就学児一人ひとりの「保育所児童要録」を担任が作成し入学予定の小学校へ送付している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㉓・b・c
<p><コメント> 「年間保健計画」に基づき、年間を通じて子どもの安全と健康の確保に向けた取組を行っている。午睡中のSIDSチェックや季節に応じて年10回ほど保護者への情報発信と子どもの健康管理に係わる内容等を記載した「ほけんだより」を発行し、子どもの健康管理に努めている。また子どもへの与薬対応については、「入園のしおり」にて保護者へ周知を図り、医師の処方した薬に「与薬依頼書」を毎回提出してもらい、保育者同士で声出し確認を行い飲ませている。各保育室には「嘔吐物処理方法」「嘔吐物処理用品セット」を目のつきやすい場所に表示・常備して、即応体制を整えている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉓・b・c
<p><コメント> 「年間保健計画」に基づき定期的に、健康診断(内科・歯科検診・尿検査を年2回、眼科検診を年1回実施)を行い、その結果を保護者に通知し、結果に応じて治療などを促している。当日受診出来なかった場合には嘱託医の協力で後日受診できる仕組みが構築されており、全員の受診に繋げている。また受診結果について職員会議で共有を図り、保育へ反映している。なお、歯科医の指導により市の方針で、歯ブラシやコップの保管など衛生上の問題で、食後の歯磨きの代わりに口すすぎで対応している。年長児には、県・歯科衛生士による「永久歯歯科対策事業」を実施し、子どもと保護者が一緒に話を聞き、歯磨き指導・検診を受けている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っ	㉓・b・c

		ている。	
<p><コメント> 入園時に保護者にアレルギー対応についての説明・案内を行い、該当する場合には「アレルギーについての問診票」を提出してもらい、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従い、子どもに対して適切な対応を行っている。また、アレルギー対応食が必要な場合は、主治医からの「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出してもらい、保護者、担任、調理職員が打ち合わせて結果を市へ報告し、栄養士が確認してアレルゲン除去食献立を作成し対応している。なお、アレルギー食対応の子どもには、出欠確認マグネットの活用や、個別のトレーでの配膳など、誤食のないよう十分な注意確認を行っている（現在はクルミアレルギーが1名のみ）。なお、「食物アレルギーマニュアル」「緊急対応フローチャート」などを作成、整備している。</p>			
A-1-(4) 食事			
A⑮	A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉑・b・c
<p><コメント> 「年間食育計画」を作成し、食に関する豊かな経験が出来るよう、年齢毎に目標、ねらい・内容などを明記し、食育に関する取組を保育の計画の中に位置づけている。ご飯は各家庭から持参したものを温めて提供している。天気の良い日にはベランダでの食事や、行事などでの異年齢児合同での会食、バイキング形式の食事など、食事を楽しめる機会を設けている。毎月の献立表には、季節の食材やレシピ、年齢毎に当月の平均栄養量、季節のコラムなどが掲載され、保護者が食への興味・関心を深めるような工夫をしている。また保育参加での給食の提供、毎日の給食(実物)を玄関に展示、年5回程度の「食育だより」の発行で給食への理解・関心を深める取組をしている。</p>			
A⑯	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㉑・b・c
<p><コメント> 検食簿・喫食簿に、子どもたちの食べ具合・反応などを担当職員が毎日記録している。結果について園内給食会議で話し合い、毎月開催の市給食会議において献立作成や調理方法等の見直しや改善に反映させる仕組みが出来ている。「衛生管理マニュアル」「衛生日常点検表」「調理従事者体調点検表」など、安心・安全な食を提供するための衛生管理体制を整備し実施している。また誕生会では調理職員も子どもたちと一緒に会食し、直接子どもたちの話を聞き、表情や感想、食事の進み具合などを確認して、食事の評価・改善に繋げている。</p>			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A⑰	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント> 年度初めに「全体的な計画」を保護者に配布し、保育の意図や保育内容などについて、保護者の理解を得られるよう努めている。子どもの朝夕の送迎時の保</p>			

<p>護者からの連絡などは記録し、毎朝のミーティングで報告し職員間で共有している。保育参加の際に、個人面談用紙を提出してもらい、子どもの成長、子育ての悩みなど個々の相談に応じるなど保護者との相互理解を深めている。また、乳児組は連絡ノートを活用し、子どもの様子や変化、家族の思い、相談したいことなどを情報交換し家庭との連携を図っている。なお、直接担任に会えない保護者も多いので、各クラスのお知らせボードなどに、その日の「保育活動の様子、読んだ絵本の展示、連絡事項」等を掲示し、園と保護者の相互理解、親子の会話の糸口にもなるよう情報提供の取組に期待する（保護者アンケートにも「園での様子を知りたい」という意見が多数ある）。</p>		
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
A⑩	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント> 各年齢の年間指導計画に「保護者支援・子育て支援」が設けられ、月の指導計画において具体的な目標計画のもとに支援している。また職員は送迎時の積極的なコミュニケーションや保育参加時の個人面談などを通して子育てに対する保護者の悩みや不安を傾聴している。相談を受けた場合は「子育て相談記録」や「児童票」に記録し、園長・副園長へ報告し、必要に応じて園全体で話し合い共通理解を図り、保護者支援の体制作りを行っている。また、相談内容に応じて子育て相談センターや保育課へ報告し、保健センターやファミリーサポートセンターなどの専門機関と連携するなど安心して子育てができるよう支援している。</p>		
A⑪	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㊸・b・c
<p><コメント> 「虐待対応マニュアル」「虐待防止マニュアル」が整備され、虐待に関して毎日子どもの様子を観察し職員間で情報を共有し、早期発見に努めている。また、虐待が疑われる子どもはもちろん、普段と様子が違う子どもや、傷がある子どもなどは写真を撮影したり、「虐待および気になる子発見時の記録」に記録して園長へ報告し、必要に応じて子育て総合センター、児童相談所などと連携し、早期に対応している。職員が虐待防止研修に参加し、それに基づいて園内研修を行って早期発見・早期対応および虐待の予防に努めている。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
A⑫	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㊸・b・c
<p><コメント> クラス毎の保育日誌に日々の保育の反省を記入し、それに園長がコメントを記入して他クラスにも公開し、共通意識の醸成を図っている。また年2回の職員の自己評価（保育士用、調理職員・用務員用）を定期的実施し、園長からのコメント</p>		

と園長との面談を通じて、自己評価「人権の擁護セルフチェックリスト」にて自らの保育を振り返り、併せて園全体としての保育の改善や専門性の向上に努めている。